

雑報

昭和30年度人口学的総合調査の実施

昭和28年度以降農村、中小都市（又は中小企業）及び大都市（特に大工場工員）について典型的標本を選び毎年実施してきた人口学的総合調査は、昭和30年度においても引きつづいて実施した。即ち農村については、昭和30年9月山梨県下の3ヶ村を、中小企業については昭和31年2月東京都下の零細自営業者群を選んで調査を行つた。大工場工員についても31年3月中旬に京浜地帯で東芝及び木州製紙において実施の予定である。

昭和30年度人口学的総合調査のうち農村地域に関する調査要綱

1. 調査目的

人口学的総合調査はわが国人口の構造的特性をその一部面において典型的に代表し、したがつて又わが国現下の人口問題の問題点を集約的に示唆しているような特定の地域または職域を選定し、その人口構造を人口の経済的活動状況、社会的移動、再生産力ならびに健康度等の人口学的諸見地から総合的に観察して、現下の人口及び人口問題の実態を科学的かつ総合的にあきらかにすることを目的とする。

うち農村地域調査は、わが国人口中とくに停滞的過剰人口層を形成している農村地域の過剰人口の在り方を人口学的に明らかにすることを主目的とする。

とくに本年度においては、わが国の過小農的農業經營が行きつく精農主義的發展の一極限を示すような農業地帯において、戦後の人口圧力の累加が、わが国農村に典型的な階級分化の中で、どのような過剰就業の累積や過剰労働力の社会的移動を促進させているかを明かにし、もつてわが国農村に通有なる偽装的均衡状態の実態と人口収容力の限界性とを検討することを主眼とする。

2. 調査地域

1. の調査目的にしたがい山梨県を選び、昭和30年8月15日より5日間に亘って行つた予備調査の結果に基き、左の3ヶ村について本調査を行う。

東八代郡豊富村

南巨摩郡三里村

中巨摩郡玉穂村のうち旧稻穂村

3. 調査の方法、対象及び範囲

選定した村について全世帯を対象とする世帯単位の基本調査を行うとともに、別に特定の標本的世帯又は個人を選んで特殊調査を行う。調査票の配布及び蒐集については現地当局の協力を求める。また特殊調査に必要な補助調査員についても現地当局の協力を求め現地において之を勤員するものとする。

1. 基本調査は世帯単位の基本調査票により、全世帯について行う。原則として配票自計主義によるが、特殊の事項については他計主義をも併用し、また調査票の蒐集に際しては調査員をして点検の上補完記入をも行わせる。

2. 特殊調査のうち特に配票自計主義によるものは左のとおりである。

(1) 就労状況調査 1ヶ村10世帯宛

選定した標本世帯に就労状況調査票（記入簿式）を配布し、1ヶ月にわたり自計主義により記入せしめる。

(2) 生計費調査 1ヶ村10世帯宛

同前、特に生計費調査票（家計簿式）を用意する。

(3) 出産歴調査

妻の年令満50才未満の全夫婦につき出産歴調査票を配布し自記主義により記入せしめる。

3. 特殊調査のうち特に面接調査によるものは左のとおりで研究所係官自ら之を行う。

(1) 生活水準に関する調査 約30世帯（旧稻積村のみ）

(2) 婦人の生活に関する調査 18才以上女子約100人（旧稻積村のみ）

(3) 相続及び分家に関する調査 1ヶ村 1部落宛

4. なお特殊調査として特定標本について、左の医学的検診を行う。本調査には特に専門の補助員1, 2名を現地において勤務するものとする。

(1) 標本的世帯についての一般検診 10世帯（旧稻積村のみ）

(2) 乳幼児検診 1部落（旧稻積村のみ）

5. 以上の外、現地既存資料についての調査を行う。

4. 現地調査の時期

9月5日より約2週間に亘り、係官4名が現地に滞在して配票調査の指導及び面接その他の特殊調査を行う。この間における各村の調査時期については調査進行の都合による。

5. 主要調査事項

世帯の社会階級別分布の実態を明かにし、社会階級別に主として以下の事項を調査する。

1. 世帯及び家族のデモグラフ的構造に関する事項

(1) 世帯のデモグラフ的構造

(2) 世帯外にわたる家族のデモグラフ的構造

2. 世帯の社会系譜学的構造に関する事項

(1) 世帯来住の時期

(2) 世帯主とその親及び同胞との関係

3. 人口収容力に関する事項

(1) 世帯の労働力構造

(2) 世帯の就労状況

(3) 世帯の所得及び消費構成

4. 人口移動に関する事項

(1) 世帯員の転出入とその形態

(2) 転出入者の地域移動

(3) 転出入者の職業移動

5. 人口再生産力に関する事項

(1) 夫婦の婚姻及び出産歴

(2) 産児制限の実情

6. 文化的適応に関する事項

(1) 世帯構成と文化水準

(2) 農家における婦人の地位

7. 人口資質に関する事項

(1) 農村人口の健康状態（特に慢性疾患）

(2) 乳幼児の栄養、発育、疾病及び死亡

昭和30年度人口学的総合調査のうち中小企業従業者に対する調査要綱

1. 調査目的

人口学的綜合調査はわが国人口の構造的特性をその一部面において典型的に代表し、したがつて又わが国現下の人口問題の問題点を集約的に示唆しているような特定の地域または職域を選定し、その人口構造を人口の経済的活動状況、社会的移動、再生産力ならびに健康度等の人口学的諸見地から総合的に観察して、現下の人口及び人口問題の実態を科学的にあきらかにすることを目的とする。

うち中小企業従業者調査は、わが国人口中、農村と共に龐大なる人口層を形成している中小企業部門の過剰人口のあり方を人口学的にあきらかにすることを主目的とする。

とくに本年度においては、わが国の小企業経営が集積し、又人口の社会的移動の終着点といわれる大都市において、戦後の人団圧力の累加が小企業従業者の中で、どのような発生の経過を辿り、どのような生活形態、就業形態を示しているか等の諸点をあきらかにし、もつてわが国大都市小企業人口の過剰就業状態の実態と、人口収容力の限界性とを検討するための資料とすることを主眼とする。

2. 調査対象及び地域

1の調査目的にしたがい、東京都において、小企業中、事業所数でも従業員数でも大きな割合を占めている下記の規模の製造業、卸売及び小売業（日本標準産業分類大分類の中）従業者及びその属する事業所を対象とし、その集積区域と見られる下記の区域において調査を行う。

対 象

製造業従業者	約 1,500人
従業員規模30人未満の事業所に働くもの	
卸売及び小売業従業者	約 1,500人
従業員規模20人未満の事業所に働くもの	
(業主、家族従業者 被雇用者を問わず事業所に働くもの全ての従業者を対象とする)	
製造業事業所	約 250事業所
卸売及び小売業	
事業所	約 380事業所

「地域」

製造業従業者に対して	墨田区
卸売及び小売業に対して	台東区

3. 調査対象の選出

先づ調査地域の中より墨田区においては該当中小工業事業所、台東区においては該当中小卸売及び小売業事業所の典型的集積地区を選び、その中に含まれる各該当事業所の名称及び従業員規模を予備調査する。次に、予備調査において得られた対象事業所群の中から、従業員規模階層別に事業所を抽出、全対象従業員数、各区地域1,500名づつとなるように、調査対象事業所を選出する。

4. 調査の種類及び方法

調査は次の二種類のものを行う。

1. 企業体用調査票による企業体調査
2. 企業体従業者用調査票による従業者調査（調査票参照）

上の調査は次の方法によつて行う。

- イ 對象事業所約15に對して一人の調査員を設置する。
- ロ 調査員には、調査票の配布・回収及び事業所毎の従業員照査票の作成を依頼する。
- ハ 企業体用調査票は、各事業所毎に一枚配布し、その記入は経営者又はそれに代るべき人によるものとする
- ニ 従業者用調査票は、対象事業所に働く全従業者に各一枚配布し、その記入は、本人又はそれに代るべき人によるものとする。
- ホ 調査票配布の際、調査票一枚につき封筒一枚と共に配布し、記入後は密封の上調査員に回収してもらう。

5. 調査の時期

調査は2月1日現在の事実を把握することを目的として 2月1日以降2週間以内に調査を実施する。

昭和20年度人口学的総合調査のうち近代的大工場工員に関する調査要綱

1. 調査の目的

人口学的総合調査はわが国人口及び人口問題の諸側面をそれぞれ典型的に代表しているような特定の地域または職域を選定し、これらの典型的標本についてその実態を人口学的諸見地から総合的に観察し、現下人口対策の策定に必要な基本的資料をうることを目的とする。

うち近代的大工場工員に関する調査は、わが国人口中とくに近代的産業人口層の一典型である大工場工員をその所属世帯とともにとらえ、近代的工業人口の実態をその発生形態にまで遡つて明らかにすることを目的とする。

2. 調査の方法

選定された各工場の男女工員の全部（又はその一部）について世帯単位の「基本調査票」を配布し、自分自身及び各自の所属している世帯に関する事項を記入してもらう。この場合の所属世帯には工員が世帯主である場合はもちろん、単に世帯員として所属している場合も含まれる。また工員寮によるような場合は之を一人世帯として扱うこととする。

なお、調査票の配布及び回収はすべて会社側の好意と協力にまつものとする。

3. 調査の時期

昭和31年3月中、各職域ごとに適当な日を選定して之を行う。

4. 調査の地域、対象及び範囲

京浜地帯で近代的大工場若干を選びその男女工員通計5,000人を直接の調査対象とする。

5. 調査事項

(一) 工員個人に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 出生年月
- (3) 義務教育を終えた時の居住地
- (4) 教育程度（最終修了校）
- (5) 配偶関係及び既婚者の結婚年月
- (6) 現在の会社につとめた時期、現在の職種と地位及び前月の月収（手どり）
- (7) 最初の職業（但し親の家で家族従業者として働いていた期間を除く）その就業地及び就業期間
- (8) 主要前職（前職中一番長期間就業していた職業）その就業地及び就業期間

(二) 義務教育修了時の扶養者に関する事項

- (1) 父父はその他の別
- (2) 扶養者の当時の職業

(三) 工員の所属している現在の世帯の世帯員に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 男女の別及び満年令
- (3) 本人との続柄
- (4) 職業（無業者は家庭、通学等の生活事情）
- (5) 前月の収入（手どり）